

## 8 交付金の対象とならない活動や費用

以下のような活動・費用は交付金を使えませんので、あらかじめご注意ください。

なお、事業の内容が交付金の対象になるか不明な場合は、事前に市へ確認してください。

	対象外費用	注意点 よくあるお問合せ
政治目的の活動	すべて	
宗教的活動	玉串料、お供物、祭典・祭壇費用、 初穂料、お布施 など	盆踊りのやぐらを組む費用や神楽社 中への謝礼は、充当可能です。
寄附金等	寄附金、会費、協賛金、募金（ <u>共同 募金、歳末たすけあい募金など</u> ）	
備品購入費	単価が20万円以上（税込み）の備品 <u>（課題解決特別事業を除く）</u> ※費用の一部に交付金を充当するこ ともできません。	単価が20万円未満（199,999円以 下）（税込み）の備品は、充当可 能です。 <b>令和8年度 拡充</b> ※課題解決特別事業で取り組む場合 は、 <u>金額によらず充当可能です。</u>
工事請負費	集会所など建物の整備や修繕で費用 が60万円以上（税込み）かかるもの <u>（課題解決特別事業を除く）</u> ※費用の一部に交付金を充当するこ ともできません。	60万円未満（599,999円以下） （税込み）の整備や修繕は、充当可 能です。 <b>令和8年度 拡充</b> ※課題解決特別事業で取り組む場合 は、 <u>金額によらず充当可能です。</u>
食糧費	参加者1人あたり税込み1,500円を 超過した分の食事代	各行事につき、参加者1人あたり、 税込み1,500円までは充当可能です。 <b>令和8年度 拡充</b>
	お酒等のアルコール関係	アルコール関係を購入される際は、 アルコール以外のものと領収書を分 けるか明細を明らかにしてください。 ※調理のために使用する料理酒は充 当可能とします。
慶弔費	現金で渡す慶弔費	商品券による出産祝いや入学祝、長 寿の記念品は、充当可能です。 ただし、贈呈する趣旨や金額につ いては、団体内でよく話し合っ てください。

交付金の一部を構成団体や実行委員会等に助成した場合も、この表に定めるルールが適用されますので、ご注意ください。

⇒ 交付金を適正に活用していただけるよう、まちづくり団体から構成団体や実行委員会等に対して、交付金のルールについて十分な説明をお願いします。